

10. 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学は、「松山大学学則第1条」（『学生便覧』¹⁰⁻⁰¹p. 76）において、「本学は経済、経営、人文、法律及び薬学を中心とする諸科学の総合的専門的研究及び教授を行うことを目的とし、学識深く教養高き人材を養成して広く社会の発展に寄与することを使命とする」と定め、学則第1条の2において、「第1条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」と定めている。

また、「松山大学大学院学則第3条第2項」（『大学院便覧』¹⁰⁻⁰²p. 60）において、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする」、第3条第3項において「博士後期課程は、専攻分野に関し研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と定め、第3条の2第1項において、「第3条第2項及び第3条第3項の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」と定めている。これらを受けて「松山大学自己点検・評価規程」¹⁰⁻⁰³が定められ、同規程第12条において、「委員会は、自己点検・評価ならびに再点検・評価の結果を大学内外に公表しなければならない」と定めている。

本学の自己点検・評価に対する取り組みは、本学独自に業務全体を網羅した『松山大学一覽』及び『内部監査報告書』を毎年度作成するなど早くから行ってきた。本格的な自己点検評価は、1998（平成10）年度に「松山大学自己点検・評価規程」¹⁰⁻⁰³を制定して以来、松山大学自己点検・評価委員会を中心として自己点検・評価に取り組み、大学基準協会による2度の認定評価を受け、その結果を本学オフィシャルサイトに公表している。

また、以前から大学の理念・目的、教育活動、研究活動、学生生活、施設・設備、財務状況等を本学オフィシャルサイトに公開していたが、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令に基づき、2012（平成24）年3月、「学校法人松山大学（以下「本法人」という。）が学校法人としての公共性を鑑み、本法人が有する情報の公開に関して必要な事項を定め、当該情報を公開することにより、本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、本法人が設置する学校の教育研究の質向上に資することを目的」とする「学校法人松山大学情報公開に関する規程」¹⁰⁻⁰⁴を制定し、教育研究活動等の状況に係る情報を再編成し公表している。

(2) 内部質保証についてのシステムを整備しているか。

本学において内部質保証を担うものは、1）「学校法人松山大学寄附行為」¹⁰⁻⁰⁵、2）「松山大学自己点検・評価規程」¹⁰⁻⁰³、3）「学校法人松山大学内部監査規程」¹⁰⁻⁰⁶である。

本学では、「寄附行為第33条」¹⁰⁻⁰⁵に毎会計年度の予算及び事業計画について議決を得ることを定めている。学部、大学院及び事務部署の教育・研究・管理運営・社会貢献等の活動は、毎年度事業計画を策定し、学内評議員会で意見聴取された後、常務理事会、理事会の議決を経て決定される。また、「寄附行為第7条」に監事の選任、「同第15条」には監事の職務を定めており、監事は法人業務と財産の状況を監査し、不正の行為又法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合には理事会及び評議員会に報告すると定めている。このように法人業務と財産の状況に関しては監事監査を通じて最終的には理事会が内部質保証を掌る制度となっている。

10. 内部質保証

他方、教学関係については「松山大学自己点検・評価規程」¹⁰⁻⁰³で、副学長を委員長とし、学内の組織の長に位置する者が委員となって構成される「松山大学自己点検・評価委員会」が設置されている。自己点検・評価は大学基準協会の評価項目に則って各学部、大学院各研究科、各事務部署で行われ、その報告書が学部教授会、大学院研究科委員会、各事務部署で検討されたのちこの自己点検・評価委員会に提出される。自己点検・評価委員会には自己点検・評価の進め方、自己点検・評価項目の決定、資料および自己点検・評価報告書の作成、自己点検・評価結果の活用等について審議し、各学部、大学院各研究科、学内各種委員会等、教学関係各組織に自己点検・評価の実施を要請する権限が与えられており、大学基準協会からの指摘事項やその他改善が必要であると思われる事項については松山大学自己点検・評価委員会が「適切な実施を確保」することになっている。

自己点検・評価に関しては大学基準協会による認証評価を受けるに際して行われているが、これまで担当部署がなく教務部教務課が兼務していた。今回の自己点検・評価作業の経験の中で組織的な強化の必要性が認識されて、7年に一度の認証評価の時期だけでなく、大学全体で継続的に自己点検・評価を行っていくための組織強化策として「自己点検支援室」を、2013（平成25）年4月から発足させることが決定しており、2013（平成25）年1月から「自己点検支援準備室」が稼働している。

本学の事業の執行及び学内諸規程への準拠状況については、法人の「学校法人内部監査規程第1条」¹⁰⁻⁰⁶により、内部監査室長並びに内部監査室が「普段に検証、評定」することとなっている。「同規程」は1986（昭和61）年に制定されていたものを2004（平成16）年度より新たに制定し、現在に至っている。2011（平成23）年度及び2012（平成24）年度においても、学内の全事務部署を対象にヒアリングを行い、監査報告書を作成した。また、2009（平成21）年10月から、監事相互間の密接な連携を図ると共に情報交換並びに効率的な監査の実施に資するため、監事会を開催している。更に、法人監事、公認会計士、内部監査室の三者についても、定期的に連携を図り、三様監査にも取り組んでいる。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

学内各組織（各学部、大学院各研究科、各事務部署）における点検評価は、毎年の事業報告でなされる仕組みになっているが、その結果を次年度の事業計画に反映させるシステムが十分に機能しているとは言いがたい。特に教職員個人レベルにおける点検評価は、それを行うシステムが存在しない。

教育研究活動については、「各教員が有する学位及び業績」並びに「授業科目、授業の内容、年間授業計画」に関してデータベースが構築されており、法令に基づき本学オフィシャルサイトにおいて一般に公表されている。これらの研究業績、授業の内容及び計画等の情報は、各教員によって毎年更新されている¹⁰⁻⁰⁷。教員の研究については、毎年成果が集約されて「松山大学一覧」に掲載されており、学生の授業評価アンケート結果については学内限定ではあるが公開されている。

学外者の意見を定期的に聴取する仕組みは存在しないが、理事会、評議員会で学外委員から意見を聴取する機会は設けられている。

自己点検・評価の結果、大学基準協会から指摘を受けた事項については改善計画を作成し、改善結果を大学基準協会に報告している。指摘以外の改善についてのチェックは組織的に整備されているわけではなく、担当部署に一任されている。たとえば、前回（第2回目）の2007（平成19）年度の認証評価申請に対して6項目で7つの助言があり、2010（平成22）年7月に「提案に対する改善報告書」を提出し、2011（平成23）年3月に「今後の改善経過について再度報告を求める事項はない」との回答を得た。

薬学部は、2010（平成22）年4月に一般社団法人薬学教育評価機構に対し「自己評価書」（この報告書は「自己点検21」と称されている）を提出した。今後、訪問調査も含めた本評価を受ける予定（時期は未定）である。

2. 点検・評価

① 効果が上がっている事項

効果が上がっている事項については、箇条書きで以下に挙げる。

- ・日常的な内部質保証について、法人の内部監査に関して担当部署が設置されていたが、教学部門も含めた大学全体の内部質保証を進めるための中心担当部署として、「自己点検支援室」の設置が決まっている。

② 改善すべき事項

改善すべき事項については、箇条書きで以下に挙げる。

- ・大学基準協会による認証評価を受けるに際しての自己点検・評価は適切に機能していると評価できるものの、そのときに作成した自己点検・評価報告書が、次期に向けた中期的な内部質保証政策へと結びついていない。
- ・教育研究活動等のデータの inputs は各教員に任せられ、ほぼ100%達成されているが、学位や業績等につき若干名の未入力者がいる。また、教員の申請が事実かどうかを確認するシステムがない。
- ・自己点検・評価の客観性、妥当性を検証するために「外部評価委員会（仮称）」の設置が2005（平成17）年度の「松山大学自己点検・評価報告書」で「将来の改善・改革に向けた方策」に挙げられているにもかかわらず、これまで検討がなされていない。

3. 将来に向けた発展方策

① 効果が上がっている事項

将来に向けて更に伸長・維持するための方策については、箇条書きで以下に挙げる。

- ・新設される「自己点検支援室」が中心となり、大学基準協会へ提出する今回の自己点検・評価報告書作成をはじめとして、今後恒常的な自己点検・評価業務を行うことにより、内部質保証システムを機能させていく¹⁰⁻⁰⁸。

② 改善すべき事項

将来に向けた改善方策については、箇条書きで以下に挙げる。

- ・今回の報告書について、常務理事会及び教学会議で「報告検討会」を開催して継続的に問題意識の共有を強化すると共に、毎年次各事業の点検評価を実施できるよう、「点検シート」を作成するなどの取り組みを「松山大学自己点検・評価委員会」で行っていく。
- ・教育研究活動等のデータ整備についても、今後は上記の「自己点検支援室」が中心となって、特に部署間データの連携を中心に点検する。
- ・現在月に一度程度の割合で、外部理事を交えた正式理事会が開催されているが、その機会を利用して意見を聞くよう常務理事会で計画を立てる。また、「外部評価委員会（仮称）」については、2013（平成25）年度から設置についての検討を始める。

4. 根拠資料

10-01 『学生便覧2012』（既出 資料1-01）

10-02 『大学院便覧2012』（既出 資料1-02）

10. 内部質保証

- 10-03 「松山大学自己点検・評価規程」
- 10-04 「学校法人松山大学情報公開に関する規程」
- 10-05 「学校法人松山大学寄附行為」(既出 資料2-01)
- 10-06 「学校法人松山大学内部監査規程」(既出 資料9(1)-17)
- 10-07 松山大学オフィシャルサイト：松山大学・松山短期大学教員情報検索サイト
<http://syl.matsuyama-u.ac.jp/mtuhp/KgApp> (既出 資料3-23)
- 10-08 2012(平成24)年度 第38回常務理事会議事録
9. 自己点検支援室(仮称)の設置について